

諫早市立小野中学校 いじめ防止基本方針概要

■「いじめ」には定義があります。

「いじめ」とは、生徒に対して、①一定の人間関係にある者（同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等の仲間や集団など）が行う②心理的又は物理的な影響を与える行為です。その中には、インターネットを通じて行われるものも含まれます。そして、その心理的又は物理的な行為を受けた生徒が、③心身の苦痛を感じているものが「いじめ」です。

よって、①・②・③のすべての条件にあたるものを「いじめ」ととらえます。なお、同じ行為でも人の感じ方は異なります。周囲からは、そのくらいと見える行為もあります。ただし大切なのは、行為を受けた生徒が苦痛を感じているかどうかです。苦痛を感じていれば、それはやはり「いじめ」です。

■「いじめ」は特別のことではありません。

「いじめ」という言葉を聞くと、あつてはならない問題のように聞こえますが、上の条件から考えると「いじめ」は身近でどこでも起こりうる問題でもあります。大切なのは、客観的な「いじめ」の定義のもとに、重篤な問題に発展する前の「いじめ」を見逃さないことです。その意味からも、学校では「いじめ」防止のための取組と早期発見のための取組に力を入れます。

■「いじめ」が起きたときは、次のように対応します。

「いじめ」が起きたときは、校長を中心とする関係職員で構成する「いじめ対策委員会」において、事実に基づき、指導方針や役割分担を確認して、学校全体で組織的に対応します。

もしも、被害を受けた生徒に、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申し出があった場合」は、諫早市教育委員会に重大事故の発生として報告し、教育委員会の指導・支援のもとに対応にあたります。

■「いじめ」が解消したとみなすための要件があります。

「いじめ」の解消については、いじめに係る行為が3か月以上やんでいること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを要件としています。なお、解消した後も継続した観察と定期的な保護者との連絡をとります。

※「いじめ」に対する措置

